

2022年度労働基準監督官採用試験

北海道労働局総務部総務課人事第一係
☎ 011-709-2311 (内線 3511)

人事院・厚生労働省を試験機関として毎年実施している労働基準監督官採用試験について、2022年度は次のとおり実施します。

▷受験資格

(1)平成4年4月2日から平成13年4月1日生まれの者

(2)平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

①大学(短期大学を除く。)を卒業した者および令和5年3月までに大学を卒業する見込の者

②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

▷申請受付期間

3月18日(金)～4月4日(月)(受信有効)

▷第1次試験 6月5日(日)

▷第2次試験 7月12日(火)～7月14日(木)のうち指定された日

▷申込先

申込みはインターネットから行ってください。
(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

公営住宅入居者募集

☎ 建設水道課 財産管理係 ☎ 2-2226

▷次の公営住宅の入居者を募集しますので、入居希望者は期限までに申し込みください。

【公営住宅】

団地名	建設年度	住宅番号	住宅規模	面積㎡	水洗トイレ	月収収入基準および家賃額(一般世帯)円			
						0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000
去場	平28	1-3(2階)	2LDK	67.49	○	20,300	23,400	26,800	30,200
本町上	平3	3-2	3LDK	63.11		15,200	17,500	20,100	22,600
貫気別新	平13	1-1	2LDK	60.15	○	15,600	18,000	20,600	23,200
振内池売山手	昭59	34-2	3LDK	63.11		11,800	13,600	15,500	17,500
振内池売山手	昭62	36-1	3LDK	63.11		12,700	14,600	16,700	18,900

※公営住宅の家賃は、毎年度、入居者の収入などに応じて決定されます。一定基準以上の所得を有する方の申込みは受付できません。また、持家のある方や税金等滞納者は、原則受付できません。

※単身での申込みは、地区や住宅規模などによりお断りする場合があります。

※去場・貫気別新団地は、給湯ボイラー・集中換気システム設置住宅です。

※条件付入居となる住宅があります。

▷申込期限 3月18日(金) 必着

▷入居予定 令和4年4月中旬から

▷申込先 建設水道課 財産管理係 ☎ 2-2226 振内支所 ☎ 3-3211 貫気別支所 ☎ 5-5204

団地生活は、集団生活の場です。皆さんが明るく快適な生活ができるよう、お互いに譲りあい助けあって、健康で文化的な楽しい生活の場となるよう努めましょう。

働きたい方のための出張相談会

☎ とまこまい「サポステ・プラス」
☎ 0144-84-8670

働きたいと思われている方に向けた就労自立支援施設です。その他就職相談も歓迎です。「働きたい」を応援する無料出張相談会を開催します。

▷期日 3月22日(火)

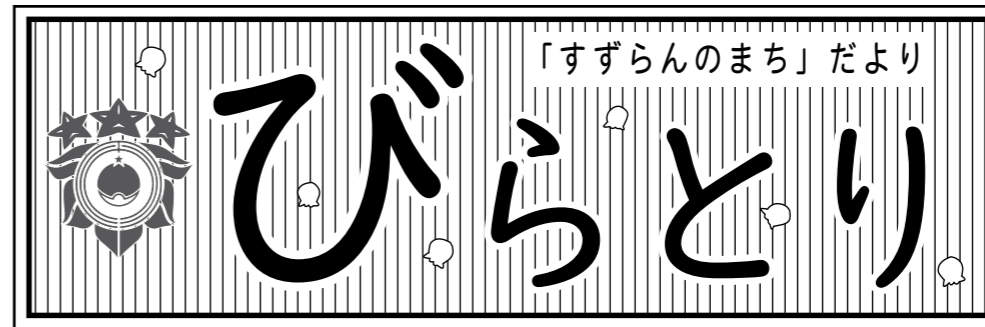
13:30～15:00(先着順・予約可)

▷場所 ハローワーク静内分室

(新ひだか町静内御幸町2丁目1-40
ショッピングセンターピュア3階)

▷内容 就労相談・就労体験ほか

▷対象 おおむね15歳～49歳の方・ご家族



2022年第5号
令和4年3月11日

(次回発行3月25日)

発行 平取町

編集 まちづくり課

まん延防止等重点措置の再延長

今月6日に期限を迎えた「まん延防止等重点措置」の適用が、3月21日(月)まで延長されることに伴い、町内公共施設の対応についても同様に延長となりますのでお知らせします。

町民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をはじめとした感染拡大防止の取り組みにご理解・ご協力をお願い申し上げます。

▷対象区域：全道域

▷措置期間：3月7日(月)～3月21日(月)

フルタイム会計年度任用職員募集

☎ 総務課 総務係 ☎ 2-2221

町では、次によりフルタイム会計年度任用職員を募集します。

▷職種・人数

一般事務職 1名

▷任用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

▷勤務時間 8:30～17:15

▷勤務場所 アイヌ文化保全対策室

▷勤務内容 アイヌ文化保全対策業務
※ 力作業もあり

▷勤務条件 土・日・祝日(シフト勤務あり)

▷給料 月額148,400円

▷諸手当 期末手当、通勤手当(通勤条件による)

▷応募資格

- ・町内に居住しているか居住できる方
- ・普通自動車免許を有する方で通勤可能な方
- ・高卒以上の学歴を有する方
- ・Word、Excelなどの基本的なPC操作ができる方

▷試験方法 一次 書類審査、二次 面接試験

▷応募方法

必要書類を総務課総務係(沙流郡平取町本町28番地)へ提出(持参または郵送)してください。

【必要書類】

- ・平取町職員採用試験申込書(役場総務課・各支所に備え付け、または町ホームページからダウンロード可)または履歴書(写真貼付)
- ・資格証明の写し

▷提出期限 3月18日(金)17:15まで(必着)

▷試験期日 後日通知

▷試験会場 平取町役場

3月の行事予定(16日～31日)

18日(金) — 卒業式
/平取小学校・二風谷小学校・振内小学校

23日(水) — 卒業式/紫雲古津小学校

24日(木) — 卒業式/貫気別小学校

— 修了式/全小中学校

13:30 第1回農業委員会総会

/議事堂(傍聴できます)

28日(月) 14:00 第3回教育委員会

/中央公民館(傍聴できます)

パートタイム会計年度任用職員募集

☎ 総務課 総務係 ☎ 2-2221

町では、次によりパートタイム会計年度任用職員を募集します。

▷職種・人数

児童支援業務 1名

▷任用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

▷勤務時間 13:45～17:45

▷勤務場所 振内児童クラブ(振内青少年会館内)

▷勤務内容 放課後児童支援業務

▷勤務条件 シフト勤務 休み(日・祝日・他)

※長期休業中は、午前中から勤務する場合あり

▷報酬 日額3,600円～

▷諸手当等 期末手当

通勤手当相当額(通勤条件による)

▷応募資格

- ・町内に居住しているか居住できる方
- ・18歳以上で通勤可能な方
- ・放課後児童支援員認定資格研修を終了した者、あるいは保育士、社会福祉士もしくは学校教育法の規定により各教諭となる資格を有する者

▷試験方法 一次 書類審査、二次 面接試験

▷応募方法

必要書類を総務課総務係(沙流郡平取町本町28番地)へ提出(持参または郵送)してください。

【必要書類】

- ・平取町職員採用試験申込書(役場総務課・各支所に備え付け、または町ホームページからダウンロード可)または履歴書(写真貼付)
- ・資格証明の写し

▷提出期限 3月18日(金)17:15まで(必着)

▷試験期日 後日通知

▷試験会場 平取町役場

老人福祉バス無料乗車身分証の更新・新規申請手続き

☎ 保健福祉課 福祉係 ☎ 4-6112

町では、社会の進展に貢献された高齢者等に対し、福祉の向上を図ることを目的とし、一部負担金を支払い、町内路線に限り道南バスを無料で乗車できる老人福祉バス制度を実施しています。令和4年度分の更新手続きは次のとおりです。また、老人福祉バス無料乗車身分証をお持ちでなく、次の対象に該当する方は新規申請受付をします。

▷申請開始日 3月11日(金)から(開庁日のみ)
▷申請場所

保健福祉課福祉係(ふれあいセンターびらとり内)・貫気別支所・振内支所

▷対象者
平取町に住居登録があり、次のいずれかに該当する方

- ・満65歳以上の方
- ・満60歳以上の身体障がい者、2級以上の重度身体障がい者(年齢制限なし)

▷持参する物
無料乗車身分証(更新者)、印鑑、身体障害者手帳(該当者のみ)、負担金

・新規申請の方は顔写真(縦3cm×横2.5cm)
▷負担金

4月から令和5年3月まで、年額3,600円(豊糠地区は1,800円)

※年度途中にて申請した場合は、月割計算

高齢者大学入学生募集

☎ 生涯学習課 社会教育係 ☎ 2-2619

健康や生きがいづくりを目的に、町内2地区で高齢者大学を開設します。

令和4年度の入学生を募集しますので、希望者はお申込ください。

▷活動場所
・振内高砂大学 振内町民センター
・平取義経大学 中央公民館

※貫気別地区在住者で希望される方は平取義経大学に参加となります。

▷対象者 満60歳以上の町民
▷活動回数 年間8回程度

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により大幅に変更する場合があります。

▷申込期限 3月24日(木)
▷申込先

平取町教育委員会 生涯学習課 社会教育係

びらとり温泉無料入浴券給付

☎ 保健福祉課 福祉係 ☎ 4-6112

高齢者および障がい者の健康増進ならびに福祉の向上を図ることを目的として、次のとおり申請による無料入浴券を給付します。

▷申請開始日 3月11日(金)から(開庁日のみ)
▷申請場所

保健福祉課福祉係(ふれあいセンターびらとり内)・貫気別支所・振内支所

▷対象者
平取町に住居登録があり、次のいずれかに該当する方

- ・満65歳以上の方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

▷持参する物
公的身分証明書(運転免許証、保険証など生年月日のわかるもの)、印鑑、各種手帳

▷給付枚数
1人あたり年間24枚が上限です。

- ・入浴券の有効期限は毎年4月1日から3月31日までです。
- ・紛失した場合、再給付は行いません。
- ・使用できるのは、本人のみです。
- ・5月以降に給付を受ける場合、月数により給付枚数を減らす場合があります。

アトリエ利用のご案内

☎ 沙流川アート館運営委員会事務局 ☎ 2-2341 FAX 2-2277

沙流川アート館のアトリエ利用者を次のとおり募集しています。

創作活動などの利用希望およびアート館の活動や運営に協力していただける方は、次のご連絡先までお問合せください。

▷利用開始 4月1日～
▷場所 沙流川アート館(平取町字川向33-8)

アトリエ 1部屋
面積【約26㎡(3m64cm×7m27cm)】

▷応募締切 3月22日(火)17時まで(期限厳守)
▷問合せ先 沙流川アート館運営委員会事務局

(役場アイヌ施策推進課内)
▷その他

アトリエ使用にあたり、使用料がかかります。
アトリエを使用する上でかかる電気料、暖房費は利用者の負担となります。

火災・救急出場件数(2月末)

☎ 平取消防署 予防課 ☎ 2-2361

火災・救急出場件数は次のとおりです。

火災			救急		
種別	件数	年累計	種別	件数	年累計
建物	0	0	交通事故	1	3
林野	0	0	急病	19	35
車両	0	0	一般負傷	2	5
その他	0	0	その他	4	4
			転院搬送	6	15
合計	0	0	合計	32	62

国民健康保険についてのお知らせ

☎ 町民課 保険医療係 ☎ 4-6113

職場の健康保険に加入している人やその扶養家族、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険(国保)の加入者となります。

国民健康保険に加入または脱退するときは、次のような事例が発生した日から14日以内に町民課 保険医療係(ふれあいセンターびらとり)または役場振内支所・貫気別支所の窓口届け出が必要となりますので、必ず手続きをしてください。

	事例	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書(健康保険離脱証明書等)、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
国保をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	在留カード等
	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
その他	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	生活保護を受けることになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	外国籍の人がやめるとき	在留カード等、保険証
	同じ市区町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
その他	世帯を分けたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書等、保険証、印かん
	保険証を失くしたとき、あるいは汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)、印かん

○職場の健康保険加入等により国保資格がなくなり、やめる届け出をしないまま、国保の保険証を使って診療を受けると、国保から支払われた医療費を返していただくことになります。

また、保険税が二重で徴収される場合があります。

○国保の加入は世帯ごとに行い、世帯主が届け出や保険税の納付を行います。世帯主以外の方が申請する場合は、世帯主の同意が必要です。

○現在、職場の健康保険等に加入していて、何らかの理由により離職する場合は、国保への加入だけでなく、健康保険任意継続被保険者制度に加入できる場合がありますので事前にご相談ください。

こころの健康相談事業のご案内

☎ 保健福祉課 保健推進係 ☎ 4-6112

こころの専門家である精神科領域専門のスタッフを外部委託し、こころの健康相談会を実施します。ご本人はもちろん、ご家族や周りの人からの相談でも構いません。役場の職員が相談の場に同席すること・ご相談いただいた内容が漏洩することはありません。安心してお申してください。

<例えば…>

- ・周囲の人となんとなくうまく付き合えない
- ・家族の対応で困っている
- ・最近眠れない…食欲がない…
- ・受診したほうがいいのか。でも、受診前に相談してみたい。 など

▷開催日 3月17日(木) 11:00～14:00

※完全予約制

▷場所 ふれあいセンターびらとり 小会議室
※有意義な相談となるよう、お申し込み時には、相談したいことや今の生活のことなどを保健師が確認させていただきます。予めご了承ください。どうしても話をしたくない場合には、その旨、お電話でお話してください。

▷申込先 保健福祉課保健推進係

交通事故相談所をご利用ください

☎ 北海道交通事故相談所 ☎ 011-204-5220

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。次のような交通事故に関する悩みをお持ちの方はご相談ください。(無料)

- 交通事故にあったが、どうしたらよいかかわからない。
- 損害賠償の額が適正かどうか知りたい。
- 示談をどのように行えばよいか。
- 残された遺児への生活(教育)資金に関して知りたい。

▷受付時間 平日 9:00～16:30

▷問合せ先 北海道交通事故相談所
(札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階)
Tel: 011-204-5220
(IP 電話: 050-3533-4703)
Fax: 011-232-7452

▷道ホームページ

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/consult/index.htm)

「夜間納税相談窓口」の廃止

☎ 税務課 納税係 ☎ 2-2224

これまで、仕事などにより町税等の納付に出来ない方のため「夜間納税相談窓口」を開設してまいりましたが、近年の利用者が居ないため、令和4年度から廃止といたします。

なお、ご連絡いただくことで閉庁時の納税について、引き続きご対応いたします。

アライグマ春期捕獲推進期間

☎ 町民課 生活環境係 ☎ 4-6113

アライグマは春に平均4頭の子どもを産み、夏にはその子どもが親と行動し農作物等に被害を及ぼします。

アライグマの捕獲は、夏以降に農業被害が発生してからワナが仕掛けられる場合が多いですが、食料が少なく、エサ誘引効果が高い春期にワナを仕掛けることが効果的とされています。また、出産・授乳期のメス(成獣)を捕獲することで、夏以降の農業被害抑制の効果が期待されます。

昨年に引き続き、地域全体で全道統一春期捕獲推進期間(3～6月)への取り組みにご協力をお願いします。

※野生動物を捕獲する場合、登録や許可等の手続きが必要です。

※町民課生活環境係、振内支所、貫気別支所で、箱わなの無料貸出を行っています。(防除従事者証の交付を受けていない方は、防除従事者登録後の貸出となります)

自動車税種別割の住所変更

☎ 札幌道税事務所自動車税部 ☎ 011-746-1190

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて、課税される税金です。引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

※令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中までに手続きをしてください。

【変更登録が間に合わないとき】

札幌道税事務所自動車税部に連絡、または道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html)

営業時間変更

☎ びらとり温泉ゆから ☎ 2-3280

まん延防止等重点措置再延長に伴い、引き続き営業時間を次のとおり変更させていただきます。ご利用のみなさまには、大変ご不便をおかけしますが、どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

▷期間 3月7日(月)～3月21日(月)

▷営業時間

20:00まで(入館は19:30まで)

レストラン 19:30まで

(ラストオーダー 19:00まで)

奨学資金貸付追加申込受付

☎ 生涯学習課 管理係 ☎ 2-2619

教育委員会では、令和4年度奨学資金貸付の追加申込みを受付けています。

▷申込期限 4月15日(金)まで

▷対象者

- ・平取町民であって、大学(短大を含む)、専修学校、高等専門学校、高等学校の教育機関に在学する者(各種学校は除く)
- ・学業優良、性行善良および身体が健康である者
- ・一定の収入基準以下の家庭であること
- ・卒業後、平取町民として町内に5年以上在住する意志のある者で、他の奨学資金等を受けない者であること

▷奨学資金貸付額(無利子)

・大学(短大を含む) 月額4万円以内

・専修学校 月額4万円以内

・高等学校、高等専門学校 月額1万5千円以内

▷提出書類

- ・願書1通
- ・在学する学校長が作成する推薦書
- ・家庭状況調査書
- ・健康診断書
- ・同一世帯に属する者で、前年に収入のあった者の収入を証明する書類

▷申込先

教育委員会 生涯学習課管理係

確定申告書は自分で作成してお早めに

☎ 苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

令和3年分の所得税および復興特別所得税ならびに贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日(火)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(木)です。

期限間際になりますと、確定申告会場は大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または印刷して郵送で提出することができます。

詳しくはこちら →



伝承者育成事業【夜間型】の受講生募集

☎ アイヌ施策推進課 アイヌ施策推進係 ☎ 2-2341

(公財)アイヌ民族文化財団では、二風谷アットウシ(2年コース)、二風谷イタ(1年コース)について、知識・技術・技能を修得し、伝承者となる人材を育成するため、次のとおり受講生を募集します。

▷受講内容

①二風谷アットウシコース(2年コース)

②二風谷イタコース(1年コース)

▷時間 18:00～21:00

▷募集人数 各4名

▷回数

①1年目(反物制作)年間48回

2年目(着物制作)年間48回

②年間24回

▷場所 平取町アイヌ工芸伝承館「ウレシパ」

※時間・曜日は、研修内容によって変更になることがあります。

※アットウシコースでは、年1～2回程度昼間に実施予定

▷申込期限 3月18日(金)消印有効

▷申込先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目

プレスト1・7 5階

公益財団法人アイヌ民族文化財団

☎ 011-271-4171

※その他、事業の詳細や提出書類(申込書等)などは、アイヌ民族文化財団のホームページをご確認ください。

※応募の際、アイヌ民族文化財団へ申込書を提出する必要があります。

カラス・カササギの営巣による停電の予防にご協力ください

☎ 北海道電力ネットワーク株式会社 富川ネットワークセンター ☎ 0120-060-853

毎年、春先から初夏にかけて、電柱や送電鉄塔にカラスやカササギの営巣が多くなります。

そのため、巣の材料となる針金などの金属が電線に触れて、停電が発生することがあります。

当社では、こうした停電を予防するため、電柱や送電鉄塔にカラス・カササギが止まりにくくする工夫をしていますが、もし、営巣を発見された場合は、お手数ですが、お電話いただきますようお願いいたします。

空き家のリフォームに係る補助

☎ まちづくり課 地域戦略係 ☎ 2-2222

町では、空き家の有効活用を図るため「空き家の改修に係る費用の一部」に対して助成する事業を実施しますので、希望する方はお申込みください。

▷受付期間 4月1日(金)～5月13日(金)

▷対象者

改修しようとする住宅の所有者であり、世帯全員が平取町および住所地に税等を滞納していないこと（利用者も対象となる場合があります）

▷補助対象となる空き家

町空き家バンクに「空き家登録」をした家屋

▷対象工事

改修費用が30万円以上で、町内業者が行う改修工事

▷助成額

改修費用の1/2以内(30万円を限度)とし、国や道などから補助・交付金の対象となる費用は除く

▷申請書類

申請書(役場まちづくり課、役場振内支所・貫気別支所)、改修前の写真、固定資産台帳の写し、工事見積書、調査同意書、箇所図ほか、詳細はお問合わせください。

※申請者が多数の場合は、抽選により交付決定を行います。

住宅リフォーム促進助成事業

☎ まちづくり課 地域戦略係 ☎ 2-2222

町では、「住宅の改修工事に係る費用の一部」に対して助成する事業を実施しますので、希望する方はお申込みください。

▷受付期間 4月1日(金)～5月13日(金)

▷対象者

町在住の住宅所有者であり、世帯全員が町税等を滞納していないこと

▷対象工事

改修費用が30万円以上で、町内業者が行う工事(増築・改築・改修)

▷助成額

工事費用の1/2以内(30万円を限度)とし、国や道などから補助・交付金の対象となる費用は除く

▷申請書類

申請書(役場まちづくり課、役場振内支所・貫気別支所)、住民票謄本、リフォームを行う家屋が記載された固定資産台帳等の写し、工事見積書等ほか、詳細は問合わせください。

※申請者が多数の場合は、抽選により交付決定を行います。

※申請書様式は町ホームページからのダウンロードも可能です。

空き家の解体に係る補助

☎ まちづくり課 地域戦略係 ☎ 2-2222

町では、「専用住宅の解体に係る費用の一部」に対して助成する事業を実施しますので、希望する方はお申込みください。

▷受付期間 4月1日(金)～5月13日(金)

▷対象者

平取町に空き家登録をした住宅所有者であり、世帯全員が平取町および住所地に税等を滞納していないこと

▷補助対象となる空き家

- ・町固定資産台帳に「専用住宅」として登録されている家屋
- ・町空き家バンクに「空き家登録」をした家屋

▷対象工事

解体費用が30万円以上で、町内業者が行う解体工事

▷助成額

解体費用の1/2以内(30万円を限度)とし、国や道などから補助・交付金の対象となる費用は除く

▷申請書類

申請書(役場まちづくり課、役場振内支所・貫気別支所)、解体前の写真、固定資産台帳の写し、工事見積書、調査同意書、箇所図ほか、詳細はお問合わせください。

※申請者が多数の場合は、抽選により交付決定を行います。

民間賃貸共同住宅(アパート)等建設費用助成事業募集

☎ まちづくり課 地域戦略係 ☎ 2-2222

町では、移住・定住対策の一環として、単身者世帯または家族向け世帯等が入居できる賃貸共同住宅(アパート等)建設の促進を図るため、町が別に定める要件を満たしたアパート等を建設する個人・法人に対して、その建設費の一部を助成します。

なお、提出書類や詳細については町ホームページを確認または、お問合わせください。

▷募集期間 4月1日(金)～5月13日(金)

▷助成額

町内業者施工の場合(いずれも1戸あたり) 2LDK 200万円または300万円(選択制)

※1LDK、3LDKは別途設定

※町外業者施工の場合は上記金額の90%相当額(例) 1棟10戸(全戸2LDK)建のアパートを町内業者が施工し、300万円/戸の助成額を選択した場合

300万円/戸×10戸=3,000万円(助成金上限額)

役場関係
電話番号
(01457)



平取町役場 総務課(代表) ☎ 2-2221

まちづくり課 ☎ 2-2222

アイヌ施策推進課 ☎ 2-2341

観光商工課 ☎ 3-7703

産業課 ☎ 2-2223

農業委員会・土地改良区 ☎ 2-2695

税務課 ☎ 2-2224

出納室 ☎ 2-2225

建設水道課 ☎ 2-2226

議会事務局 ☎ 2-2227

ふれあいセンターびらとり ☎ 4-6111

町民課 ☎ 4-6113

保健福祉課 保健推進係・福祉係 ☎ 4-6112

介護支援係・介護保険係 ☎ 4-6114

児童館 ☎ 2-3026

子ども発達支援センター ☎ 2-3400

地域包括支援センター「ほほえみ」 ☎ 2-3700

平取町教育委員会 生涯学習課 ☎ 2-2619

中央公民館 ☎ 2-2619

町民体育館 ☎ 2-2749

二風谷アイヌ文化博物館 ☎ 2-2892

沙流川歴史館 ☎ 2-4085

図書館 ☎ 4-6666

役場振内支所 ☎ 3-3211

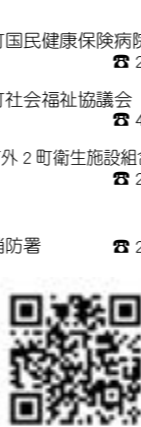
役場貫気別支所 ☎ 5-5204

平取町国民健康保険病院 ☎ 2-2201

平取町社会福祉協議会 ☎ 4-2267

平取町外2町衛生施設組合 ☎ 2-2024

平取消防署 ☎ 2-2361



「平取町防災情報メール」を登録願います。

平取町の防災情報(気象情報)、防犯情報やイベント情報を知ることができます。

次のメールアドレスに、空メールを送信することで登録ができます。(件名・本文不要) bousai.biratori-town@raiden3.ktaiwork.jp

住宅用太陽光発電システム設置補助

☎ まちづくり課 地域戦略係 ☎ 2-2222

町では再生可能エネルギーの普及促進を図るため、町が別に定める条件を満たした太陽光発電システムを設置する個人に対して、その設置費用の一部を助成します。なお、詳細については、お問合わせください。

▷助成額システムの発電出力1kwあたり 2万円(但し10万円を限度)

▷補助対象品

出力合計10kw未満のもので、電力会社と受給契約するもの。未使用品(新品)に限る。

▷申請期間 4月1日(金)～5月27日(金)

▷申請書類

申請書(役場まちづくり課、役場振内支所・貫気別支所)、経費の内訳が記載されている契約書の写し、発電システムの最大出力値が確認できるもの、納税状況および各使用料の支払状況を調査することについての同意書

※申請書様式は町ホームページからのダウンロードも可能です。

～自己肯定感を育む～ 「ベビー&キッズマッサージ教室」開催

☎ 代表:石黒 ☎ 090-6873-9292

子どもへのマッサージには素晴らしい効果がたくさんあります。タッチケアをおうちで続けられるように丁寧にアドバイスします。レッスン後はゆったりと交流の時間とセラピストからママへ、ハンドマッサージの時間もあります。ぜひ、体験してみてください。

▷期日 3月18日(金) 10:30～12:00

▷場所 ふれあいセンターびらとり 2階 栄養運動実習室(和室)

▷料金 無料

▷対象 年齢制限はありません

▷定員 6組

▷講師 ベビマセラピスト石黒・渡邊

(子育て中のママ2人が楽しいマッサージの時間をお届けします)

▷申込先 電話またはEメール biratori.babymassage@gmail.com

※月1回ペースで開催予定。

次回の日程は「まちだより」でお知らせ。

※この事業は、「町民税1%まちづくり事業」です。



※公式LINE

浄化槽設置補助 申込受付

☎ 町民課 生活環境係 ☎ 4-6113

町では、個人住宅および店舗併用住宅への合併浄化槽設置、既設の単独浄化槽から合併浄化槽への改修に対し、設置費用の一部を補助します。希望される方はお申込みください。

※申込みが予定基数を超えた場合は、選考および抽選にて補助対象者を決定する場合があります。

▷受付期間 3月14日(月)～4月8日(金)

▷助成基数 8基

▷助成額

- ・合併浄化槽の新設 標準設置工事費の1/2以内
- ・汲み取り便槽からの改修 標準設置工事費の2/3以内
- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換 標準設置工事費の1/2以内+宅内配管工事費(30万円上限)

▷設置条件

- ・個人所有の所有者本人または親族等が居住する一般個人住宅、店舗併用住宅であること。(借家、アパートなどは対象外)
- ・設置する浄化槽が10人槽以下であること。
- ・令和4年12月末までに確実に設置完了できること。
- ・令和3年度以前に町税等の滞納がないこと。
- ・設置後の浄化槽法第7条および第11条に基づく法定検査および保守点検を必ず受けること。※検査料および点検料は設置者負担
- ・浄化槽は町内の設置工事業者と契約し、設置すること。

▷申込書配布・提出場所 町民課(ふれあいセンターびらとり内) 振内支所・貫気別支所

雑誌のバックナンバー差し上げます

☎ 町立図書館 ☎ 4-6666

図書館では保存期間の終了した雑誌(2019年発行分)を、利用者の皆様に提供します。お好きな雑誌をお持ち帰りください。

▷期日 3月23日(水)～3月27日(日)

▷対象者 中学生以上

▷冊数 制限なし(「すてきにハンドメイド」、「キルトジャパン」のみ、希望者の先着順お一人様2冊まで)